

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第六十七号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県行政財産使用料条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一第百三十号中「千六百四十円」を「千七百十円」に改め、同表の一第百三十四号中「二千七百七十円」を「二千九百六十円」に改め、同表の一第百四十六号中「二千三百六十円」を「三千円」に改め、同表の一第百四十七号中「千八百五十円」を「千九百六十円」に改め、同表の一第百八十八号を同表の一第百九十一号とし、同表の一第百八十七号の次に次の三号を加える。

188	電源 E M C 評価ユニット	〃	二千九十円
189	大型マイクロスコープ	〃	千六百五十円
190	振動密度計	〃	千四百九十円

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。